

出資法人経営評価の結果について

1 経営評価について

(1) 目的

- ① 出資法人が、経営状況や活動状況等について、中期経営計画や年度目標を踏まえて点検評価し、達成度や課題等を確認することで、経営の改善につなげる。
- ② 県として、出資法人の経営状況や活動の内容、点検評価の結果などを適切に把握し、運営の状況等を評価するとともに、これを踏まえた必要な関与を行う。
- ③ 県民に対し、出資法人に対する県の人的・財政的関与の状況を示すとともに、出資法人および県が、出資法人の経営状況全般についてどのように評価、判断し、どのような対応を行っているかを明らかにする。

(2) 対象となる出資法人の範囲

県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資し、または出捐している 26 法人

〔 地方独立行政法人法に基づき設立された法人（滋賀県立大学）および特別法に基づき設置され、国の関与が前提とされている法人（滋賀県信用保証協会）を除く。 〕

(3) 評価方法

財務諸表等に基づく出資法人の経営状況等や、県の人的・財政的関与の状況から、出資法人と県により 5 つの視点（効果性、効率性、健全性、自立性、透明性）からの評価および総合的な評価（事業の状況、財務の状況、行政経営方針実施計画の状況、総合所見）を行う。

(4) その他

評価は、毎年度実施し、評価結果は、公表する。

滋賀県土地開発公社の概要について

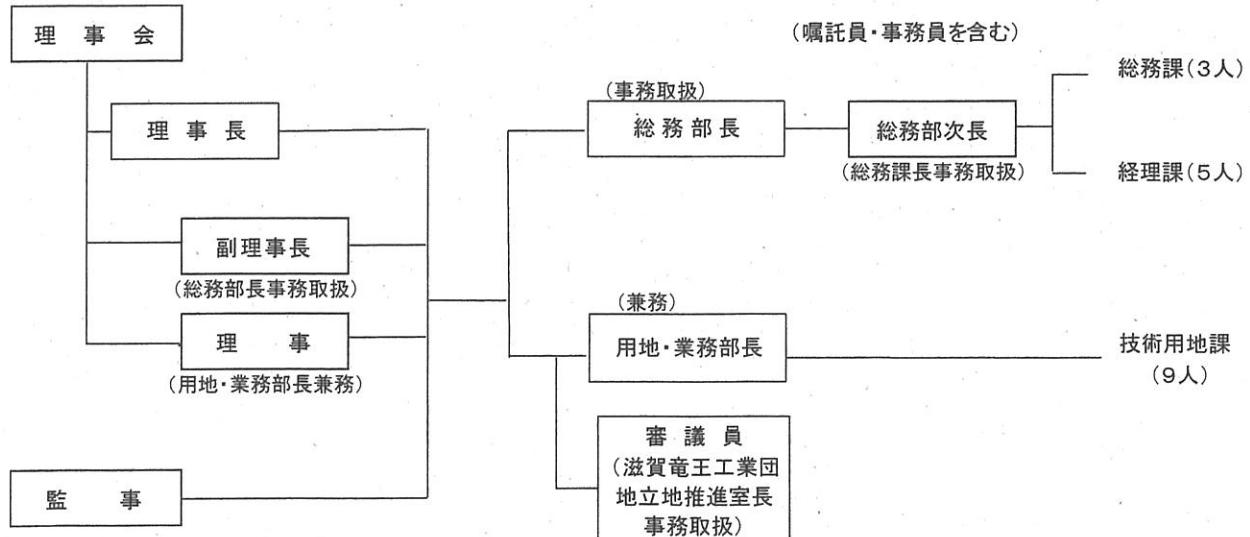
- 1 名称
滋賀県土地開発公社
- 2 設立年月日
昭和 48 年 3 月 31 日
- 3 設立の趣旨・目的
公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地・公有地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 4 業務概要
 - (1) 公有地取得事業
県等と連携のもと、道路整備用地等の公共施設用地の取得、造成、処分の実施
 - (2) 土地造成事業
工業団地の土地造成事業や賃貸事業の実施
 - (3) あっせん等事業
県等の地方公共団体やその他公共団体の委託による用地取得のあっせん、測量調査等の実施

5 出資の状況（令和 2 年度末）

(単位：千円、%)

区分	出資額	構成比	区分	出資額	構成比
基本 財産等	滋賀県	30,000	100%		
	小計	30,000	100%	合計	30,000

6 組織図



7 役員等

役職	氏名（他団体での役職）	常勤
理事長	松野 克樹	○
副理事長	桐畠 正彦	○
理事	川崎 辰己（滋賀県総合企画部長）	
理事	森中 高史（滋賀県総務部長）	
理事	水上 敏彦（滋賀県商工観光労働部長）	
理事	高橋 靖展（滋賀県不動産鑑定士協会副会長）	
理事	野崎 信宏（滋賀県土木交通部長）	
理事	橋本 聰	○
監事	松尾 宏文（公認会計士）	
監事	西 基宏（滋賀銀行専務取締役）	

8 所在地

大津市松本一丁目2-1

令和3年度 出資法人経営評価表

法人名 滋賀県土地開発公社

1 人員、県の人的関与の状況

(単位：人)

①役員の状況	R1年度	R2年度	R1→R2増減	R3年度
理事総数	8	8		8
うち県職員（特別職を含む。）	6	6		6
うち県退職職員（OB）	1	1		1
うち常勤役員数	3	3		3
うち県職員（特別職を含む。）	2	2		2
うち県退職職員（OB）	1	1		1
監事総数	2	2		2
うち県職員（特別職を含む。）				
うち県退職職員（OB）				
うち常勤監事数				
うち県職員（特別職を含む。）				
うち県退職職員（OB）				
報酬額・年齢				
常勤役員の平均年齢	60.0	59.0	△ 1.0	60.0
常勤役員の平均報酬（年額）（千円）	6,741	6,738	△ 3	6,687
役員の報酬総額（年額）（千円）	20,224	20,215	△ 9	20,060
②職員の状況	R1年度	R2年度	R1→R2増減	R3年度
職員総数	28	19	△ 9	19
常勤職員	20	15	△ 5	14
プロパー職員	4	4		4
うち県退職職員（OB）	1	1		1
県等からの派遣職員	14	8	△ 6	7
うち県派遣職員	14	8	△ 6	7
臨時・嘱託職員	2	3	1	3
うち県退職職員（OB）				
非常勤職員	8	4	△ 4	5
うち県派遣職員	2		△ 2	1
うち県退職職員（OB）	2	2		2
プロパー職員の平均年齢	56.0	57.0	1.0	57.5
プロパー職員の平均給与（年額）（千円）	4,173	3,603	△ 570	3,774
職員の給与総額（年額）（千円）	126,791	83,320	△ 43,471	91,477
プロパー職員の年代別職員数	10代	20代	30代	40代
				50代
				60代～
(令和3年度当初実数)				合計
				3 1 4

2 県の財政的関与の状況

(単位：千円)

項目	R1年度	R2年度	R1→R2増減	R3年度	備考 (R3内訳)
県からの年間収入額	事業費補助金				
	運営費補助金				
	委託料				
	その他	188,820	3,810	△ 185,010	71,307 あっせん等事業事務費
	補助金等合計	188,820	3,810	△ 185,010	71,307
年度末残高	県からの借入金				
	県からの損失補償・債務保証	6,444,214	5,815,070	△ 629,144	
短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの）	8,324,913	8,238,213	△ 86,700		

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			H30	R1	R2		
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。	○	○	○	・滋賀県土地開発公社第3期中期経営計画に沿って、公有地取得事業の受託、土地造成事業の積極的な実施およびあっせん等事業の受託など、安定的な業務量の確保に努めるとともに、専門性の高度化・継承、ノウハウの蓄積等の取組を進めている。	・国からの依頼により国道1号栗東水口道路整備用地や国道8号野洲栗東バイパス整備用地の用地取得事務を行い、地域の秩序ある整備に寄与している。
		中期経営計画のみ策定している。					・滋賀竜王工業団地については、全区画分譲の目途が立ち、目標の達成に向けて計画的に取組を進められた。
		年度目標のみ策定している。 策定していない。					・今後も引き続き、滋賀県土地開発公社第3期中期経営計画に基づき、計画的な事業の推進に取り組む必要がある。
	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。 社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。 社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。	○	○	○	・公共用地先行取得については、国からの依頼により国道8号野洲栗東バイパス用地を取得するとともに、国道1号栗東水口道路Ⅰおよび国道8号野洲栗東バイパス用地の償還業務を行った。	
効率性	経常費用に占める管理費の状況	活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。 活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。				・滋賀竜王工業団地については、令和元年度末時点で4区画を分譲し、残り3区画のうち1区画は土地の引き渡しを完了し、2区画は売却先が決定し、うち1社から購入申込書を受理した。	
		活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。 活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。				・日野町からの依頼による西大路住宅団地整備事業については、令和3年度の分譲に向け造成工事を行った。	
		活動について成果目標を定めていない。					
		多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。 ニーズを把握するための手段を講じている。 具体的な取組はしていない。	○	○	○		
効率性	経常収益・費用の比率	管理費比率が2期連続で減少した。 管理費比率が前期に比べ減少した。				・滋賀竜王工業団地1区画の分譲により経常経費が増加し、管理費率が減少した。	・公社受託事業の減少により事務費収入が減少したことなどで、経常収益が経常費用を下回った。
		管理費比率が前期に比べ増加した。	○	○		・県からの受託を見込んでいた公有地取得事業やあっせん等事業が県で直接執行されたり、事業の調整等で翌年度にずれ込むなどで事業を受託することができなかつたが、その分の人件費や経費は一般管理費に計上したため、経常収益が経常費用を下回った。	・また、滋賀竜王工業団地1区画の分譲により、経常経費が増加し管理費比率が前期に比べ減少した。
		管理費比率が2期連続で増加した。					・効率的な経営の推進を図るため、さらなる管理費の抑制に努める必要がある。
		経常収益が2期連続で経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を上回った。	○			・効率的な経営の推進を図るため、業務量に応じた組織体制の見直しを行うなど管理費を抑制するとともに、引き続き次年度以降の新規事業の受託に努める。	
健全性	債務超過の状況	経常収益が、当期は経常費用を下回った。					
		経常収益が、当期は経常費用を下回った。					
		経常収益が、当期は経常費用を下回った。					
		経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。					
健全性	当期純利益の状況	当期末において債務超過でない。 2期連続で改善した。	○	○	○	・平成20年度以降平成30年度まで11期連続で純利益を計上してきたが、令和元年度、令和2年度2期連続で経常収益が経常費用を下回った。当期の理由としては、①受託を見込んでいた公有地取得事業やあっせん等事業が県で直接執行されたり、事業が翌年度にずれ込んだため、事業受託ができなくなった。②滋賀竜王工業団地の売却を当初2区画見込んでいたが、1区画に止まり収益が減少したことにより、18,770千円の純損失計上となつた。	・当初予定していた事業が受託できなかつたことにより、2期連続での純損失計上となつた。
		前期に比べ改善した。				・滋賀竜王工業団地1区画の分譲収益により県からの借入金が減少したことにより借入金依存率が減少した。	・ただし、公社経営においては、流動比率が引き続き100%を大きく超えており、貸借対照表上も資産が負債を大きく上回っていることから、財務の健全性は保たれている。
		前期に比べ悪化した。				・令和3年度は滋賀竜王工業団地の残り2区画の販売を完了させ収益増を図るとともに、経費の削減に努める。	
		2期連続で悪化した。				・県・市町等と連携・調整を図りながら、実施可能な事業受託に努める。	
健全性	累積欠損金の状況	2期連続で増加した。					
		前期に比べ増加した。	○	○			
		前期に比べ減少した。	○				
		2期連続で減少した。					
健全性	短期的支払い能力の状況	累積欠損金はない。	○	○	○		
		累積欠損金は、2期連続で減少した。					
		累積欠損金は、前期に比べ減少した。					
		累積欠損金は、前期に比べ増加した。					
健全性	借入金依存率の状況	累積欠損金は、2期連続で増加した。					
		流動比率は、2期連続で100%以上であった。	○	○	○		
		流動比率は、当期は100%以上であった。					
		流動比率は、当期は100%未満であった。					
健全性	短期的支払い能力の状況	流動比率は、2期連続で100%未満であった。					
		当期末において借入金はない。					
		2期連続で低下した。					
		前期に比べ低下した。	○	○			
健全性	借入金依存率の状況	前期に比べ上昇した。	○				
		2期連続で上昇した。					

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			H30	R1	R2		
自立性	知事・副知事が法人の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない	○	○	○		
		知事・副知事が法人の代表者へ就任している					
県派遣職員の状況	当期末において県派遣職員はない 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。			○		・新名神用地取得事務が令和元年度で終了したことにより、常勤職員数は令和元年度の20名から令和2年度は15名に減少した。県派遣職員は、令和元年度の14名から令和2年度は8名に減少した。 ・県派遣職員については、プロパー職員が過減する中、事業を実施する上で重要な役割を果たしているため、事業量に応じた派遣が必要である。	・県派遣職員については、「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針(平成26年3月)」において、公社業務の増減に応じ県等の派遣により対応することとしており、業務の円滑な遂行のため、引き続き県から人的支援を行う。
		当期末において県退職員はない 常勤職員に占める県退職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県退職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県退職員の割合が前期に比べ上昇した。			○		
県財政支出の状況	当期末において県の財政支出はない。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。			○	・県財政支出の状況、短期貸付金の金額、県の債務保証の額は、県から受託する事業量によって毎年変動する。 ・滋賀竜王工業団地1区画の分譲収益により県からの借入金が減少したことにより短期貸付額および県の債務保証額が減少した。 ・今後とも、健全経営を進めるため、滋賀竜王工業団地の残る2区画を早期に売却するとともに、県・市町等と連携・調整を図りながら業務受託に努め、収入の増加に取り組んでいく。	・県に代わって用地の先行取得を行うという土地開発公社の性質上、事業の推進に伴い一定の県財政支出が発生するものと認識している。 ・令和2年度は、県からの受託事業の減少に伴い、経常収益に占める県財政支出の割合が低下した。	
		当期間中において県の短期貸付けはない。 県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。 県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。 県の短期貸付けの額が前期と同額である。 県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。 県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。		○			
損失補償の状況	当期末において県の損失補償・債務保証はない。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。		○			・これまでから情報公開や公認会計士による指導・監査を受けた適正な経理処理が行われており、透明性・正確性の確保が図られている。	
				○			
透明性	情報公開規程の整備状況	規程を整備している。 規程を設けていない。	○	○	○	・毎年、財務諸表の作成過程において、顧問会計士に指導助言を受け、業務内容及び財務・会計処理について、公認会計士等による監査を受けている。	・これまでから情報公開や公認会計士による指導・監査を受けた適正な経理処理が行われており、透明性・正確性の確保が図られている。
	情報公開の実施状況	ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 不特定の者に対し情報公開を行っていない。	○	○	○	・財務諸表等については県に報告した上で、事業活動の内容や中期経営計画、事業計画、事業報告等と併せてホームページで公開し、順次更新している。	
	会計専門家の関与状況	作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。 会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。	○	○	○		
	業務監査の実施状況	業務監査を実施している。 業務監査を実施していない。	○	○	○		

	出資法人の総合的評価・対応	県による総合的評価・対応		
事業に関する事項	<p>第3期中期経営計画に基づき、滋賀竜王工業団地の販売促進に取り組むとともに、公社の専門性、機動力を活かし、国・県等からの依頼により国道8号野洲栗東バイパスの用地を取得するとともに、国道1号栗東水口道路Ⅰおよび国道8号野洲栗東バイパス用地の償還業務を行った。また、国道307号長野バイパス用地取得業務および、草津警察署移転用地の造成工事監理監督業務を完了させるとともに、日野町からの依頼による日野町西大路地区定住宅地整備事業の一環として造成工事を完了させた。</p>	<p>・国、県から依頼の用地取得事業や日野町から依頼の宅地造成事業を着実に実施しており、第3期中期経営計画に基づき、概ね適切に取り組まれている。</p> <p>・一方で、県からの受託を見込んでいた公有地取得事業やあっせん等事業が県で直接執行されたり、事業の調整等で翌年度にずれ込むなど、計画通り事業受託できていないケースが増えており、今後の公社の役割やあり方について、検討を進めていく必要がある。</p> <p>・また、公社の業務量に応じた人的支援を引き続き行っていく。</p>		
財務に関する事項	<p>・平成30年度まで11期連続で経常利益を計上してきたが、令和2年度については18,770千円の純損失となり、2期連続での純損失計上となった。</p> <p>・一方、令和2年度末における資産総額は約158億円、負債総額は約69億円と資産額が負債額を大きく上回るとともに、現預金・投資有価証券を約55億円保有し、準備金を約88億円積み立てているなど財務の健全性は保たれている。</p> <p>・今後、より安定した財務基盤の確立に向けて、滋賀竜王工業団地の早期完売を図り、また新たな事業の受託に努めるとともに、事業に見合った組織体制への合理化に努める。</p>	<p>・令和2年度は、受託事業の減少等を背景に2期連続での純損失計上となったものの、これまでからの経費削減の取組や土地賃貸による安定的な収入確保等により、財務の健全性は保たれている。</p> <p>・今後は、経常的な純利益を確保し、より安定した財務基盤の確立に向けて取り組む必要があり、県としても必要な連携・支援を行っていく。</p>		
行政経営方針実施計画に関する事項	<p>・滋賀竜王工業団地については、残る2区画を早期に売却し、事業等の清算に向け関係機関と協議を進める。また、国、県、市町等からの依頼に基づく実施可能な事業について取り組む。</p> <p>・日野町西大路地区定住宅地整備事業については、令和2年度中に敷地造成工事を完了し、令和3年度に分譲を開始する。</p> <p>・草津警察署移転用地整備事業については、令和2年度の事業完了に向け、造成積算・監理監督業務を円滑に行う。</p> <p>・多賀スマートインターチェンジ用地業務については、令和2年後半以降、用地交渉を開始する。</p> <p>・西日本高速道路(株)から受託した新名神高速道路の用地事務については、用地測量および用地調査を全て終了するとともに用地取得契約を締結し、令和2年3月31日をもって業務委託を終了した。</p>	<p>・滋賀竜王工業団地については、残り2区画の売却が決定し、全区画分譲の目途が立つことから、今後は、滋賀竜王工業団地造成事業の結了に向けて、清算手続きを進める必要がある。</p> <p>・日野町西大路地区定住宅地整備事業および草津警察署移転用地整備事業については、計画的に業務を進められている。</p> <p>・長期未利用地については、公社の借入金縮減という観点からも、公社とともに利活用方策について、検討を進めていく必要がある。</p>		
※実施計画は次頁参照	<p>実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀竜王工業団地:売買契約 5件 商談中 2件 * 令和2年度末 ・日野町西大路地区定住宅地整備事業 用地取得:所有権移転完了 * 令和元年度末 造成工事:用地造成工事完了 * 令和2年度末 ・新名神高速道路用地の取得:完了 * 令和元年度末 ・草津警察署移転用地整備事業 造成工事:監理監督業務完了 * 令和2年12月 ・多賀スマートインターチェンジ用地事務 用地交渉:令和2年12月着手し、着実に用地買収を進めている。 	<p>実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県から公社へ依頼する事業の見通しについて調査を行い、公社の現状と課題を整理し、公社の今後の役割・必要性の検証を進めた。 ・長期未利用地のうち竜王岡屋地区については、公社、関係町とともに利活用の可能性について勉強会を開催した。また、同地区および旧リゲインハウス用地については、民間と連携した情報交換の場である「県有資産活用ひろば」を活用し、利活用の可能性について情報収集を行った。 ・びわこ文化公園都市については、令和元年度にその一部を新県立体育馆用地として買戻しを行った。 ・米原駅周辺中核施設用地については、公民連携による県有地・市有地の一体的なまちづくり計画を検討している。また、滋賀県東北部工業技術センターの統合移転用地として当該地区の一部が選定されたことに伴い、市有地との交換に向けた協議を進めている。 		
総合所見	<p>実施計画に定める目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀竜王工業団地の分譲 令和元年度末までに目途に分譲 ・日野町西大路地区定住宅地整備事業 令和3年度上半期までに造成工事を完了 ・新名神高速道路用地取得 令和元年度末までに用地取得 ・草津警察署移転用地整備事業 令和2年度に造成工事を完了 ・多賀スマートインターチェンジ用地事務 令和2年度中に完了 	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀竜王工業団地の分譲 5区画／7区画(残り2区画は、商談中) ・日野町西大路地区定住宅地整備事業 令和2年度末に造成工事を完了 ・新名神高速道路用地取得 令和元年度末で完了 ・草津警察署移転用地整備事業 令和2年12月に造成工事を完了 ・多賀スマートインターチェンジ用地事務 令和2年12月に用地交渉に着手 	<p>実施計画に定める目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の見通しの精査および公社の役割・必要性の検証 令和元年度末 ・び文公園都市のうち新県立体育馆用地の買戻し 令和元年度 ・米原駅周辺中核施設用地の買戻し 令和2年度以降 	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の見通しの精査および公社の役割・必要性の検証 委託事業の見通しの精査および公社の今後の役割・必要性の検証を進めた。 ・び文公園都市のうち新県立体育馆用地の買戻し 令和元年度に買戻しを行った。 ・米原駅周辺中核施設用地の買戻し 公民連携によるまちづくり計画について、府内の検討会議の開催(書面)および米原駅東口まちづくり協議会へオブザーバーとして参加した。また、滋賀県東北部工業技術センターの統合移転用地として当該地区の一部が選定されたことに伴い、市有地との交換に向けた協議を進めている。
	<p>・公有地の先行取得の減少など公社を取り巻く経営環境が厳しさを増している中、第3期中期経営計画に沿って着実に事業を推進するとともに、新たな事業の受託に努めるなど経営の安定化を図る。</p> <p>・公社が有する長期未利用地の利活用は、公社・県にとって大きな課題であるとともに、公社の今後のあり方にも関わるため、引き続き両者で連携して課題整理と対応を検討する必要がある。</p> <p>・今後は、第3期中期経営計画に基づき、安定的な業務量を確保するとともに、専門性の高度化・継承、ノウハウの蓄積などの取組を集中的に進める必要がある。</p>	<p>・公社は、地域の社会資本整備にかかる事業を推進するという役割を、財務の健全性を確保しながら運営されている。</p> <p>・以前からの課題である長期未利用地については、公社の借入金縮減という観点からも、県は公社とともに利活用方策について検討を進めていく必要がある。</p> <p>・今後は、公社において策定した第3期中期経営計画に基づいて着実な取組が実施されるよう、必要な助言、支援を行うとともに、公社の今後の役割・必要性について引き続き検証を進め、今後のあり方について府内関係部局等とともに検討を行う。</p>		

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

滋賀県土地開発公社ホームページへのリンク
<http://www.shiga-kousya.or.jp/tochi/>

※行政経営方針実施計画

1 滋賀県土地開発公社【担当部課(局・室)名:総合企画部企画調整課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	平成 26 年(2014 年)3 月に県が策定した「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」において、現事業の全ての終了が見込まれる令和 5 年度(2023 年度)末を目指し、途に公社の役割を検証することとした。今後は、公社の専門性・機動性・交渉ノウハウの需要や事業量の見通しを踏まえつつ、第3期中期経営計画に基づく取組を実施するとともに、公社の役割の検証を進める。※検証においては、現時点では公社の廃止を前提とせず、廃止から存続までを含め幅広く検討を行う。					
具体的な取組内容	(平成 30 年度) (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	目標
1 第3期中期経営計画に基づき、滋賀竜王工業団地の分譲、日野町西大路地区定住宅地整備事業、新名神高速道路用地の取得、草津警察署移転用地事務造成工事にかかる積算、監理・監督業務および(仮称)多賀スマートインター用地事務に取り組むとともに、県等からのあっせん事業を積極的に受託し、健全経営を目指す。【出資法人】						<ul style="list-style-type: none"> 【滋賀竜王工業団地】分譲完了 令和元年度(2019 年度)末 【日野町西大路地区定住宅地整備事業】分譲完了 令和 5 年度(2023 年度)末 【新名神高速道路用地事務】用地事務完了 令和元年度(2019 年度)末 (收用の場合 令和 2 年度(2020 年度)末) 【草津警察署移転】造成工事積算等 令和 2 年度(2020 年度)後半 【多賀スマートインター用地事務】用地事務完了 令和 2 年度(2020 年度)半ば
2 県から公社への委託事業(土地の先行取得等)に係る今後の見通しを踏まえ、公社の役割や必要性について、事業を所管する部局を交えて検証を行う。【県】	委託事業の見通しの精査、 公社の役割・必要性の検証		検証の結果に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> 委託事業の見通しの精査および公社の役割・必要性の検証 令和元年度(2019 年度)
3 公社保有の長期未利用地(び文公園都市・竜王岡屋地区・旧リゲインハウス用地・米原駅周辺中核施設用地)について、公社をはじめ関係機関とともに開発の可能性を整理し、利活用方策の検討や用地の買戻しを行うことにより短期貸付けの縮小を目指す。【県】		長期未利用地の開発可能性の整理・利活用方策の検討と買戻し				<ul style="list-style-type: none"> び文公園都市のうち新県立体育館用地の買戻し 令和元年度(2019 年度) 米原駅周辺中核施設用地の買戻し 令和 2 年度(2020 年度)以降
備考	・「県による債務保証がある」、「県からの短期貸付けがある」※平成 31 年(2019 年)3 月時点					